

岐阜県犯罪被害者等支援計画推進会議設置要綱

(目的)

第1条 岐阜県における犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）を支援するための必要な施策について、学識経験者、支援団体及び犯罪被害者等の意見聴取を行うことを目的に、「岐阜県犯罪被害者等支援計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岐阜県犯罪被害者等支援計画の推進、見直しに関すること
- (2) 岐阜県犯罪被害者等支援計画の進捗に関すること
- (3) その他犯罪被害者等支援に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、知事が別途選任する委員をもって組織する。

(会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、推進会議の進行を行うものとする。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期等)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(オブザーバー)

第6条 会議にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、犯罪被害者等支援施策を担当する市町村の課長級職員もしくはそれに代わる者とする。
- 3 オブザーバーは、会議に出席し、審議に関する助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 推進会議は、県が招集する。

2 実際に推進会議に出席した委員に対しては、県の基準により定める報酬を支払うことができる。

3 前項に県の基準により定める実費弁償の額を加算するものとする。

4 推進会議において必要があるときは、委員及びオブザーバー以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は推進会議で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、岐阜県環境生活部県民生活課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。